

II

レベル別開示等、第1四半期で留意すべき 時価算定会計基準の 会計処理・開示のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

小口 敬

【この章のエッセンス】

- 「時価の算定に関する会計基準」等について、3月決算会社が、前年の第1四半期の四半期連結財務諸表について不要とされていたレベル別開示等やその比較情報を検討する必要がある。
- 改正「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を早期適用した場合には、投資信託等についての注記の内容を検討する必要がある。

はじめに

本章では、3月決算会社の2023年3月期における第1四半期の検討が必要になる「時価の算定に関

する会計基準」等、また、2021年6月に改正された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の対応について解説する。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。本章では、各会計基準等を図表1の略称とする。

時価算定会計基準の 四半期対応

(1) 時価算定会計基準の適用時期

時価算定会計基準、棚卸資産会計基準および金融商品会計基準(以下、「時価算定会計基準等」という)は、2021年4月1日以後開始する連

結会計年度および事業年度の期首から適用される(時価算定会計基準16項、棚卸資産会計基準21―5項、金融商品会計基準41項(5))。

早期適用は、2020年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から、また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表からできるとされるが、これらの場合には、同時に公表または改正された時価算定会計基準等を同時に適用する必要がある(時価算定会計基準17項、45項、棚卸資産会計基準21―6項、金融商品会計基準41項(6))。このため、3月決算会社であれば、時価算定会計基準等について、早期適用をしない限り、2021年4月

(図表1) 基準等の略称

- ▶2019年7月公表企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」(以下、「時価算定会計基準」という)
- ▶2019年7月改正企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下、「棚卸資産会計基準」という)
- ▶2019年7月改正企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)
- ▶2019年7月公表企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という)
- ▶2019年7月改正企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下、「時価開示適用指針」という)
- ▶2019年7月改正会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「実務指針」という)
- ▶2021年6月改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「改正適用指針」という)
- ▶2020年3月改正企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下、「四半期会計基準」という)
- ▶2019年7月改正企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、「四半期適用指針」という)
- ▶2020年3月改正「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「四半期財務諸表等規則」という)
- ▶2020年3月改正「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「四半期連結財務諸表規則」という)
- ▶2021年9月改正「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「新四半期財務諸表等規則」という)
- ▶2021年9月改正「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「新四半期連結財務諸表規則」という)